

函館市H I V抗体検査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、後天性免疫不全症候群(エイズ)の原因ウイルス(H I V)抗体検査(以下「検査」という。)の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の趣旨)

第2条 この検査は、H I V感染者を早期に発見し、適切な相談および治療へ結びつけることにより感染者個々人の発症または重症化を防止するとともに、エイズの予防およびまん延の防止を図るものである。

(検査実施機関)

第3条 検査は、市長が検査を実施するに相当と認めた医療機関(以下「実施機関」という。)に委託して実施するものとする。

(検査の受付)

第4条 検査の申込は匿名で受け付け、被検者の呼称は、受付番号とする。ただし、通常検査により陽性、偽陽性となり確認検査が必要となった場合は、氏名、連絡先等を聴取することとする。

(検査前説明と理解の確認)

第5条 検査を実施する前に被検者に対して医師または看護師がH I V抗体検査について説明し、十分な理解に基づいた受検意思の確認を行う。

(検査項目および実施方法)

第6条 検査はH I V迅速診断キットでイムノクロマト法による即日検査を実施する。その結果、陽性、偽陽性の場合はE I A法による通常検査を行う。

2 E I A法による通常検査で陽性、偽陽性となった場合は、抗体価精密測定(ウエスタンブロット法)および核酸増幅定量(P C R法)により確認検査を行う。

(検査結果の告知)

第7条 検査結果の告知は医師が直接、被検者に行う。

2 確認検査の結果，ウイルス陽性であることが判明したときは，医師が被検者に対して医療機関を紹介し受診指導を行うとともに，二次感染を防止するため日常生活における注意事項を指導する。

（被検者の費用負担）

第8条 検査に要する被検者の費用負担は，即日検査から確認検査まですべて無料とする。

（証明書の発行）

第9条 実施機関は，被検者から証明書発行の申出があった場合は，所定の様式により「HIV抗体検査証明書」を発行する。

（秘密の保持）

第10条 この業務に従事する職員は，プライバシー等人権の保護に十分配慮し，業務上知り得た被検者の秘密を他人に漏らしてはならない。

（書類等の保管）

第11条 検査に関する書類は，その取り扱いに十分注意し，検査を実施した年度の終了後5年間保存するものとする

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、検査の実施等に関し必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は，平成4年12月1日から施行する。

この要領は，平成5年5月1日から施行する。

この要領は，平成5年12月1日から施行する。

この要領は，平成8年4月1日から施行する。

この要領は，平成9年4月1日から施行する。

この要領は，平成16年8月1日から施行する。

この要領は，平成18年4月1日から施行する。

この要領は，平成20年4月1日から施行する。

